

一般質問通告一覧表

日付	発言者順序 【質問方式】	発言の要旨
平成 29 年 12 月 7 日 (木)	1 松本 守夫 【一問一答】	1 生駒市の「いじめ防止対策」について
	2 竹内 ひろみ 【一問一答】	1 南生駒駅及び周辺地域のバリアフリー化について 2 南地域の安全・安心のまちづくりについて
	3 吉波 伸治 【一問一答】	1 学研高山地区第2工区のまちづくり計画策定の方向性等について
	4 下村 晴意 【一問一答】	1 次世代育成事業に基づく特定事業主行動計画について 2 市民サービス向上、人材育成について
8 日 (金)	5 改正 大祐 【一問一答】	1 効果的な情報発信について
	6 成田 智樹 【一問一答】	1 子育て支援（待機児童解消に向けた取組）について 2 期日前投票所の増設について
	7 伊木 まり子 【一問一答】	1 子どもの健全育成に係る取り組みについて
	8 恵比須 幹夫 【一問一答】	1 持続可能な污水处理の推進について 2 廃棄物処理法の改正にともなう有害使用済機器の規制と対応について
	9 浜田 佳資 【一問一答】	1 家庭系ごみ問題の研究、検討、対応について
11 日 (月)	10 樋口 清士 【一問一答】	1 今後の行財政運営について

平成29年11月21日

生駒市議会議長

中谷尚敬 殿

生駒市議会議員

松本守夫



発言通告書

次のとおり通告します。

平成29年11月21日
午前9時50分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	生駒市の「いじめ防止対策」について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	生駒市の「いじめ防止対策」について
質疑・質問の要旨	
今年１０月下旬、文部科学省は平成２８年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を発表しました。 その速報値によりますと、いじめの認知件数は３２万４０００件で、前年の２７年度と比較して約１０万件の増加となり、前年度対比では１４４％と過去最高の数字になりました。いじめの発見のきっかけを見ますと、５１．６％と約半数が学校のアンケート調査などで発覚しており、本人からの訴えが１８．１％、学級の担任が発見したのが１割強の１１．６％になっています。担任の先生が生徒の異変に気付く割合が少ないのが気になります。 この調査で他に目を向けなければならない数字があります。こどもの「自殺」数が急増していることです。自殺した児童生徒の数は前年度に比べ２９人増の２４４人で、この数字は過去３０年間、つまり平成に入ってから最多になっています。 過去からのいじめの実態を見ますと、ほぼ１０年おきにいじめられて自殺する事件が多発し、そのたび新聞やテレビ等の報道機関が大々的に取り扱うようになりました。 大津市で起きたいじめ自殺事件が契機となって、平成２５年には『いじめ防止対策推進法』が制定され、国・地方公共団体・学校はそれぞれの実状に応じて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため『いじめ防止基本方針』を定めることになりました。 しかし、昨年１０月、文部科学省の有識者会議は『同法』の課題や改善策をまとめ、『基本方針』が形骸化していることや重大事態の定義が不明確であることなど数項目にわたって指摘した提言案を公表しました。 『同法』施行後４年が経過した今も、深刻ないじめは後を絶ちません。表面に現れない陰湿ないじめに苦しむ児童生徒がいまだに多く存在しています。 内閣府の『子供・若者白書』によれば、いじめは常に起こっており、特定はいじめられっ子やいじめっ子の問題ではなく被害者も加害者も入れ替わる。 そして、最も典型的ないじめ行為である「仲間はずれ・無視・陰口」について、半年ごとの被害経験率（その期間に一度でも被害を受けたことのある児童の割	

合)をみると、男女ともにおおむね半数程度の子供が被害を経験している。被害経験の割合は経年的に、一定程度を占めていることから、いじめは常に起こっているものと考えられる。と説明しています。

生駒市ももちろん例外ではなく、いじめは必ず存在します。全国で数多くの事例が報告されている中で「予期せぬ事態が起こった。」と済ます訳にはいきません。生駒市のいじめに対する常日頃の対策・取組について伺います。

1. 生駒市のいじめの実態について、認知件数の増減推移はどのような傾向ですか。また、重大事態の発生状況はどうなっていますか。
2. 生駒市が本年2月に策定した『基本方針』は、文部科学省の有識者会議の提言案の指摘に対してどのように対応しましたか。また、策定された『基本方針』は、どのように教育現場に周知・徹底されているのか。
3. 「基本方針」の策定や協議会の設置等は、いじめ防止に向けて必要な取組と考えますが、そもそもいじめが発生しない学校の実現に向けた根本的な解決方法や仕組づくりについて、市の考えを教えてください。

平成 29 年 11 月 24 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

竹内ひろみ



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

 平成 29 年 11 月 24 日
 午後 4 時 35 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	南生駒駅及び周辺地域のバリアフリー化について
2	南地域の安全・安心のまちづくりについて
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	南生駒駅及び周辺地域のバリアフリー化について
1. 質疑・質問の要旨	
先の6月議会において、南生駒駅のバリアフリー化を求める会から提出された「南生駒駅及び駅周辺のバリアフリー化の早期実現を求める請願書」が、全会一致で採択されました。同請願書の趣旨は次のようなものです。 ① 南生駒駅の、エレベーター設置、トイレ改修、橋上駅化など、近鉄のバリアフリー化実施に向け支援されたい。 ② 当面、エレベーターの設置まで、道路から直接ホームに入れるように、自動改札機、自動券売機の設置に向け、近鉄と協議して取り組まれたい。 ③ 駅周辺の道路、小瀬橋の安全確保と、踏み切りの改修に向け、関係機関に要請されたい。 ④ 以上のことを十全に行うために「バリアフリー基本構想」を制定されたい。 この請願に対する処理経過及び結果について、市は、8月25日、市議会議長に対し以下のように報告しています。 ① 市及び近鉄は、南生駒駅のバリアフリー化を平成31年度設計、平成32年度工事を予定。工事概要は、現時点では、エレベーター2基、多目的トイレ1箇所、内方線付き点字ブロックの設置等となっており、今後近鉄と協議を進めていく。 ② 自動改札機、自動券売機を設置することについては、近鉄は実施の予定はない。 ③ 駅周辺の道路など安全確保については、県と近鉄に対して請願の趣旨を伝えた。 ④ バリアフリー基本構想の策定については、今後、他市の策定内容及び鉄道駅のバリアフリー化の進捗などを踏まえて検討していく。 この報告内容は、工事概要が新たに示された他は、「近鉄は実施の予定はない（といっている）」「県と近鉄に対して趣旨を伝えた」など、特に新しい進展や取組はないものとなっています。 上記の請願書は、現在までに5,000筆近く寄せられた署名にも表れている、住民のみなさんの熱い願いをバックに出されたものであり、また、市議会で全会一致で採択されたものです。市は、このような請願書については、真摯に受け止め、積極的に取組むことが求められていると思います。	

そこで、以下の質問をします。

1. 南生駒駅のバリアフリー化について

今後近鉄と協議を進めていくとあるが、どのように協議をされるのか？

2. 道路からホームへの自動改札機、自動券売機の設置について

近鉄は実施の予定はないとのことだが、市民の苦難軽減のために、当面の対策として設置が求められていることに対して、市としてどう考えるのか？

3. 駅周辺と小瀬橋の安全確保と駅南の踏切の改修について

県と近鉄に趣旨を伝えたとのことだが、県や近鉄から回答はあったのか？ 市としての取組は？

4. バリアフリー基本構想について

「他市の策定内容及び鉄道駅のバリアフリー化の進捗などを踏まえて検討していく」
との回答だが、どのような体制、方針で検討していくのか？

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	南地域の安全・安心のまちづくりについて
1. 質疑・質問の要旨	
昨年12月議会で、南地域のまちづくりについて一般質問させていただきました。 その中で、市から、都市計画道路「小平尾バイパス」の進捗状況、小瀬橋改修の予定などについて、困難な課題があり、見通しが立たないとの報告を受けました。 これまで、都市計画道路の施工が滞る中、その区間の現国道や川、橋などが、長年にわたり未整備のまま放置されていました。それに対して、私は、何度も一般質問などで問題を指摘し、改善を求めてきました。そして、市もその必要性を認め、「速効対策」としての整備を県に要請し、いくつかの改善がされました。 12月議会では、イオンー神田川間の歩道の改修実施が表明され、今年始めには、悪名高い「波打つ歩道」が一部改修され、市民のみなさんに大変喜んでいただいています。 この他にも、次のような危険箇所の整備を要望し、市は、努力すると表明されました。現時点での、整備の取組の状況、今後の見通しはどうなっているのでしょうか？ 1. 歩道の改修 ① 小平尾バイパス第1工区 国道168号線（現道）の歩道は狭い上にガタガタで非常に歩きにくい。今年7月4日、市議団として郡山土木に要請し、検討するとの回答をいただいておりますが市は整備計画の現状について把握しておられますか？ ② 小平尾バイパス第2工区 神田川ーイオン間の歩道は改修され、市民に大いに感謝されておりますが、残りの部分の改修の予定はどうなっておりますか？ 2. 南都銀行北側の、国道308号と168号の交差点の右折レーン。 ここで右折車があると渋滞が起こるため、南生駒駅西側道路へ迂回する車が多く、同道路の危険が増していることから、右折レーンの設置を提案しました。検討するといわれましたが、今後の計画はどうなっておりますか？ 3. 小瀬橋北の川幅の拡幅。 今年10月21日の台風時にも、増水、浸水の危険がありました。早期に対策が必要と思いますが、工事計画はどうなっておりますか？	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成29年11月24日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

吉 波 伸 治



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 29 年 11 月 24 日
午後 4 時 40 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	学研高山地区第2工区のまちづくり計画策定の方向性等について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	学研高山地区第2工区のまちづくり計画策定の方向性等について
質疑・質問の要旨	
この質問では、学研高山地区第2工区を「第2工区」と略します。 さて、先月の4日に「第2工区まちづくり検討有識者懇談会とりまとめ報告会」が開催され、これをキックオフとして、いよいよ、「第2工区まちづくり検討有識者懇談会とりまとめ」（以下、「とりまとめ」と略します）を踏まえた「第2工区のまちづくり計画」の策定作業が開始されることとなりました。今後、「まちづくり検討組織」が立ち上げられ、「第2工区のまちづくり計画策定に向けた検討」が行われていきます。そこで、その検討の方向性等について、以下、質問をいたします。 記 (1) 地権者について ①先月4日の報告会では北コミのはばたきホールが満席になり関心の高さをうかがわせましたが、その参加者の内訳、つまり、市内在住の第2工区地権者、市外在住の第2工区地権者、それ以外、のそれぞれのだいたいの参加人数を把握されておられましたら教えてください。 ②第2工区地権者のうち3分の2が市外在住地権者ですが、まちづくり検討にあたって、このことについてなんらかの留意はされますか。 (2) 市がめざしている第2工区のまちづくり計画策定の目的は、何ですか。次のことであると考えてよいでしょうか。 ①竹・ツル等の繁茂や不法投棄などによる第2工区の荒廃防止 ②第2工区のポテンシャルの活用による税収増と雇用促進 ③地権者被害（地権者が思うように所有地を活用・処分できないこと）の解決 (3) 開発コストについて ①「とりまとめ」では、「事業リスク」という文言は記載されているものの、開発コストについては述べられていませんが、まちづくり検討にあたってはこれが最も重要な案件の1つとなると考えますが、いかがですか。 ②市は今後、教育・福祉・防災に予算を重点配分しなければならず、開発事業に回せるだけの予算を捻出できるのか。また、市が17(H28)年3月に策定した「公共施設等総合管理計画」によれば、今後40年間で、公共施設については1,345億円、インフラ施設については977億円の更新費用が必要となる見込み。しかし、今後、少子高齢化が加速し、大幅な税収増は見込めない。まちづくり検討の中で、これらの状況を踏まえて開発コストを考慮した結果、「とりまとめ」が述べている方向性とは違ったまちづくりの方向性が打ち出されたとしても市としてはそれを受け入れる用意はありますか。 (4) 「とりまとめ」は、まちづくりの課題として、次のように述べています。「第2工区の約6割は市の所有、残り4割は1,000人を超える地権者が所有、これらが混在分布する土地所有状況の中で、順応・段階的整備を前提とした開発手法に伴う土地整理(換地等)方策の検討が必要」。このように「とりまとめ」は、市有地と民間地権者の所有地が混在分布する土地所有状況をどう打開していくかについては、課題として挙げるだけでその解決案については触れていません。今後、まちづくり検討の中で、その解決案が検討された結果、「とりまとめ」が打ち出した方向性とは違ったまちづくりの方向性が打ち出されたとしても市としてはそれを受け入れる用意はありますか。	

(5) 近年注目されている、大きな意味でのまちづくりの手法にCSVがあります。「共通価値の創造」や「三方よし」と翻訳されています。第2工区のまちづくりに当てはめると、地権者の願いである「地権者被害の解決」、行政のめざす「税収増と雇用促進」、市民の願いである「里山の保全と活用」の3つを共に価値あるものとして実現していく手法です。第2工区まちづくり検討有識者懇談会では、CSVの大切さや必要性の意見が出されたものの、「とりまとめ」の中の「用語解説」にCSVは記載がないことが象徴しているように「とりまとめ」はそれを軽視しているように見えますが、CSVは、第2工区のまちづくりの成功をもたらす鍵の1つであり、第2工区まちづくり検討に当たっては、CSVの手法も採用すべきと考えますがいかがですか。

平成29年11月27日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

下 村 晴 意



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成29年11月27日
午前9時15分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	次世代育成事業に基づく特定事業主行動計画について
2	市民サービス向上、人材育成について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	次世代育成支援事業に基づく特定事業主行動計画について
質疑・質問の要旨 次世代育成支援対策推進法は、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、2005（平成17）年4月1日から施行されています。この法律は、2015（平成27）年度末までの時限法として制定されたが、引き続き、子供が健やかに生まれ、育成される環境を更に改善し、充実させることが必要であることから、2014年に次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が10年間延長されました。このことを踏まえ、生駒市特定事業主行動計画について質問いたします。 1、平成28年3月に策定されました特定事業主行動計画を機能させていくための推進体制についてお聞かせください。 2、職場における男女共同参画、ワークライフバランス等を踏まえ、特に育児を行う職員に対し、職場内で理解と協力が得られる体制を整える具体的な取組についてお聞かせください。 3、特定事業主行動計画を実施され、その成果と検証についてお聞かせください。 4、今後の計画の見直しについてお聞かせください。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	市民サービス向上、人材育成について
質疑・質問の要旨	
地方公務員は、市民と直接接する最先端の公務員です。憲法第15条第2項において「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」とし、地方公務員法第30条においては「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定しています。 市役所とは、市民の役に立つところ、市役所の使命は、高品質のサービスを最大限市民の皆様に提供することであり、職員の仕事の基本は、市民(お客様)のため、サービスに知恵を絞り、市民満足度を向上させることにあると考えます。そのためにも、本市として人材育成に全力で取り組まなければなりません。以上のことを踏まえ質問致します。 1、 接遇研修など、取り組まれていること、その成果についてお聞かせください。 2、 市民からの苦情、ききみみポストからのご意見などの内容と対応についてお聞かせください。 3、 接遇マニュアル作成や職員自ら積極的に取組をされておられることがあればお聞かせください。 4、 職員の資質向上、人材育成について取り組まれていること、その課題や今後の取組についてお聞かせください。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成 29 年 11 月 27 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

改正 大祐



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 29 年 11 月 27 日
午前 11 時 59 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	効果的な情報発信について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	効果的な情報発信について
質疑・質問の要旨 日々ものすごいスピードで情報発信の技術は進んでおり、そのため市もよりスピード感を持って、変化と多様化に対応していかなければいけないと考えます。そして情報をただ発信するだけではなく、市民の方だけに限らず、たくさんの方とより効果的なコミュニケーションを取っていかなければいけないとも考えます。また情報発信にはPULL型「受け手の意思で選択的に情報を取りに行くもの」とPUSH型「受け手の意思に関係なく、情報を強制的に送ることができるもの」があるとされています。以上を踏まえ大きく2つ、災害時の情報発信と市政情報や施策をPRする情報発信について質問致します。 1. 災害時の情報伝達方法として、過去の答弁では1.自治会長を通じての電話連絡、2.広報車による放送、3.緊急速報メール、4.市登録制メール、緊急防災情報メール、5.市ホームページへの掲載、6.ツイッターによる方法が挙げられており、そして28年度には防災行政無線が整備されました。10月22日に台風21号が接近しましたが、その際の情報発信の状況について、上に挙げた情報伝達方法をどう評価しているのか。 2. 市政情報や施策をPRする、インターネットでのPUSH型の情報発信はどのような事を行っているのか。また現状を踏まえ、より効果的な情報発信について検討しているのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成29年11月27日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

成田 智樹



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 29 年 11 月 27 日
午前 12 時 32 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 () 一括質問方式 ・ 一問一答方式 () ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	子育て支援（待機児童解消に向けた取組）について
2	期日前投票所の増設について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	子育て支援（待機児童解消に向けた取組）について
質疑・質問の要旨	
2018（平成30）年4月1日入所希望分の保育所の一斉入所手続きが現在進められています。 本年3月議会において、2017（平成29）年度が保育の受け皿を5年間で50万人分増やす、政府が進める待機児童解消加速化プランの最終年度であること。市長マニフェストに“関西一の子育て・教育のまち「いこま」”をめざし、2018（平成30）年度中に待機児童数をゼロにすると宣言されていること。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略で実現を目指すまちの姿として「女性が活躍しながら、安心して2人目、3人目の子どもを産み、育てられる先進的住宅都市・生駒」が掲げられていること等をふまえ、現状の本市の待機児童解消に向けての取組について一般質問いたしました。 その際の答弁において、本市の平成20年度以降の民間保育所9園、事業所保育事業2カ所、小規模保育事業所3カ所開設等による定員の倍増（1,150人→2,236人）等取組の一端と成果が示されましたが、2017（平成29）年4月1日時点では待機児童の解消には至らない見通しであることも明らかとなり、今後の待機児童解消に向けての市長の意気込みも確認させていただいたところです。またあわせて、数点、提案をさせていただきました。 その後、全国的にも都市部を中心に待機児童解消が困難となっている現状から、本年6月、政府の新計画「子育て安心プラン」が発表されました。本計画では、計画を3年先送りした形となり、遅くとも2020年度末までに新たに22万人分の保育の受け皿を整備し、待機児童ゼロをめざすとしています。 「新・子育て安心プラン」を受け、マニフェスト達成に向けて待機児童解消に向けた取組が鋭意進められていることと推察いたします。 そこで以下のとおり質問いたします。 1 現在の待機児童数は。また、来年（2018年）4月1日時点での待機児童数の見通しは。 2 本年度、待機児童解消のためにどのような取組を実施したのか。それによる効果はどうか。	

- 3 保護者並びに市民に対し、募集定員に対する申し込み状況等の情報は、適時適切に開示されているのか。
- 4 「保育コンシェルジュ」の配置について現在までどのような検討がなされているのか。
- 5 「待機児童を平成30年度中にゼロにする」との市長マニフェストは実現できるのか。（いつまでにやりきるのか）

質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	期日前投票所の増設について
質疑・質問の要旨	
本年10月22日を投開票日として執行された第48回衆議院選挙（及び最高裁判所裁判官国民審査）では、折からの台風21号接近のため、投票日当日の悪天候を気象情報が予報したことの影響により、全国的に期日前投票所が連日予想を超える混雑となりました。 総務省の発表（速報値）では、期日前投票者数は前回（平成26年衆院選）と比較して約822万7000人、62.6%増加して、最終投票者数が、約2138万人、有権者の20.1%となり、国政選挙での過去最高を大幅に更新したとのことです。 そのことをふまえ以下のとおり質問します。 1 本市の期日前投票所においても相当な混乱があったことと推察するが、作業、運営の状況はどのようなものであったのか。 また、最終的に期日前投票数の割合は前回、前々回等と比較してどうであったか。 2 期日前投票所の増設についての検討状況は。	

質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成29年11月27日

生駒市議会議員

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

伊木 利子 印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成29年11月27日
午後1時0分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	子どもの健全育成に係る取り組みについて	
2		
3		
4		
5		

	質疑 ・ 質問事項
1	子どもの健全育成に係る取り組みについて
質疑・質問の要旨	
本市においては妊娠が分かった時点からのマタニティコンシェルジュや保健師による対応、乳幼児集団健診の導入など、多くの専門職が関わり子どもの育成を見守り、早期に課題を発見し対応に繋げる取組を進めてきました。しかし、昨年、養育支援訪問事業を実施中の家庭において2歳4か月の男児が父親からの虐待とも受け取れる行為により死亡するという痛ましい事案が起きました。この事案を重く受け止めた奈良県は奈良県子どもを虐待から守る審議会検証部会を開催し、昨年12月にこの事案における課題や再発防止に向けた提言を盛り込んだ検証結果報告書をまとめました。また、本市においてはこの事案について、生駒市要保護児童対策地域協議会に検証会議を設置し、奈良県の報告書で指摘された課題や提言を踏まえ、本年2月に報告書を作成し、再発防止に向けた対応方策をまとめています。 今回、これら2つの会議体からの指摘を受けて、どのような取り組みがなされたのか確認し、出産前後から育児・子育てにおける子どもの健全育成に係る取り組みについて下記を中心に質問します。 1：奈良県子どもを虐待から守る審議会 児童虐待重症事例等検証結果報告書で指摘された課題や再発防止に向けた提言に対しどのような対策を講じられたのでしょうか？ 2：生駒市要保護児童対策地域協議会検証結果報告書でまとめられた再発防止に向けた対応方策についてどのような対応を実施されたのでしょうか？ 3：妊婦を見守り、胎児の健やかな発育、出産に繋げる取組における課題はどのようなものなのでしょうか？ 4：母子保健に係る施策における今後の体制整備についてはどのようにお考えでしょうか？	

平成 29 年 11 月 27 日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

恵比須 幹夫



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 29 年 11 月 27 日
午後 1 時 10 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	持続可能な汚水処理の推進について
2	廃棄物処理法の改正にともなう有害使用済機器の規制と対応について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	持続可能な汚水処理の推進について
質疑・質問の要旨	
(1) 平成 28 年度末までの下水道普及率に対する接続率をどのように分析、評価されているのかお聞かせ下さい。 (2) 下水道に接続するにあたっては、一定のコスト負担が生じます。宅内配管工事費等の負担感の軽減を図るため、融資あっせんおよび利子補給制度等の導入も一案かと考えます。見解をお聞かせ下さい。 (3) 下水道への接続、合併浄化槽への転換を促進していくにあたり、単独処理浄化槽の正確な実態把握が重要となってくると考えます。市の「効率的な汚水処理施設整備基本計画」（平成 23 年 3 月策定）で、単独処理浄化槽の処理人口は 2 万 8192 人（平成 21 年度末）と算出されています。現状の単独処理浄化槽の人口、設置数についてどのように把握・分析されているのかお聞かせ下さい。 (4) 下水道の普及は費用対効果等を考慮し一定段階で見極めをつけ、市設置型合併浄化槽を導入し並立させることも一案かと考えます。見解をお聞かせ下さい。	

番号	質疑 ・ 質問事項
2	廃棄物処理法の改正にともなう有害使用済機器の規制と対応について
質疑・質問の要旨	
平成 29 年 6 月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正、公布されました。今後、政令事項について検討され、平成 30 年 6 月 16 日までに施行される予定となっています。 今回の改正では、かねてより保管や処分に関し環境保全上の課題が指摘されてきた、いわゆる「雑品スクラップ」への対応が一つのポイントとなっています。新たに「有害使用済機器」と位置付けられ、保管または処分を業として行おうとする者に、都道府県知事への届け出が義務付けられました。具体的には、使用済となり収集された電気電子機器(廃棄物を除く)が想定されています。 これにより都道府県による報告徴収、立入検査、改善命令および措置命令の対象に追加され、違反があった場合は罰則の対象となります。 以上を踏まえ、質問をさせていただきます。 (1) 本市では「雑品スクラップ」を取り扱う業者が複数存在し、収集・出荷を行っている認識します。現状の業者数および取扱物、収集・出荷ルート等について、どのように把握され県と情報共有されているのかお聞かせ下さい。 (2) 「雑品スクラップ」の出荷先で大きなウエイトを占めるとされているのが中国でした。しかし、中国においては「雑品スクラップ」から資源を抽出するにあたり生じる環境汚染の深刻化、資源の国内循環へのシフト等を背景に輸入規制へ転じています。廃棄物処理法の改正と同時に特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する「バーゼル法」も改正されており、出荷先が細る状況下でヤード内における「雑品スクラップ」の過剰滞留が懸念されます。県と連携しての今後の監視について、どのような体制で臨むのか、見解をお聞かせ下さい。 (3) 「雑品スクラップ」は市から一般廃棄物の収集運搬委託をされておらず、収集運搬の業許可も得ていない業者が「無料回収」を隠れ蓑とし、市民から回収しているのが現状です。こうした無許可の回収業者を利用しないよう、市民に周知徹底していくことが肝要となります。今後の方策についてお聞かせ下さい。	

平成29年11月27日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 様

生駒市議会議員

浜田 佳資



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成29年11月27日
午後2時23分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	家庭系ごみ問題の研究、検討、対応について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑・質問事項
1	家庭系ごみ問題の研究、検討、対応について
質疑・質問の要旨	
市民の皆さんとの話でいつも出てくる話が、生きいきクーポンとごみの話です。非常に関心が高いし、家庭系ごみ有料化から3年近く経過し、このままでは任期の4年間でほとんど何も変わらないのか、何をしているのかという声も聞かれます。 こういった市民の皆さんの声を背景に家庭系ごみの問題については、6月議会でも質問し、一定の項目について研究、検討するなどの答弁がありました。そこで今回、その後どうなったのか、また現状を踏まえた対応についてお聞きします。 1. 一定量無料型の研究はどうなっているか。 2. 今年度の家庭系燃えるごみは、9月までで前年度比101.2%となっているが、この到達の評価はどうか。 3. 市長マニフェストの家庭系燃えるごみ25%減目標達成は困難と考えるがどう対応するのか。一定量無料型など大枠での見直しの検討が必要ではないか。 4. 傘等の棒状のごみの排出方法についての検討はどうなっているか。 5. 市民の声の吸い上げとその対応はどうなっているか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成29年11月27日

生駒市議会議員

中 谷 尚 敬 殿

生駒市議会議員

樋 口 清 士



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成29年11月27日
午後2時50分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	今後の行財政運営について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	今後の行財政運営について
質疑・質問の要旨	
生駒市では、平成 21 年 6 月に市民自治の推進、計画的で効率的、効果的な行財政運営の推進等を目指し生駒市自治基本条例を制定した。 平成 24 年 3 月には、平成 24 年度から平成 28 年度までを期限とする生駒市行政改革大綱を策定した。ここでは、前大綱（平成 19 年度～平成 23 年度）に基づく業務の効率化、行政運営の仕組み・規範の改革の成果を継続、充実することとして、協働（透明性の向上、市民との信頼関係の構築、認識の共有に基づく協働）、効率（公共性・平等性の原則、徹底した効率化、減量化、経費節減）、自立（経済的自立、政策的自立）を柱とした取組を示し、さらに、行動計画を策定して大綱を推進してきた。 他方、行政改革大綱を踏まえた、繰上げ償還による市債の削減、基金積立等により、比較的健全な財政状況を維持しているものの、平成 27 年度、平成 28 年度の両年度の決算では、実質単年度収支が連続して赤字となった。近年の赤字が、歳入においては、地方交付税収入の減少、歳出においては、社会保障費の増加、公共施設整備に係る市債の増加などを主な要因としており、収入が伸びる要素が少なく、社会保障費、公共施設の維持管理などが支出をますます増加させる要素となる中で、その改善は容易ではないと考えられる。 将来的に行財政を健全に運営し続けるためには、抜本的な体質改善が求められていると考え、今後の行財政運営に関して、民間活用、財政運営、組織機構の構築・運営の観点から以下に質問する。 ①民間活用、財政運営、組織機構の構築・運営に関して、生駒市行政改革大綱の成果をどのように評価しているのか。 ②民間活用、財政運営、組織機構の構築・運営に関して、どのような課題があると認識しているのか。 ③民間活用、財政運営、組織機構の構築・運営に関して、今後どのような取組が必要と考えているのか。	